2　医療連携推進認定の申請

医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を記載した申請書に、当該法人の定款等を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第五条の一五関係）

3　特別の利益を与えてはならない関係者

地域医療連携推進法人が医療連携推進業務を行うに当たり、特別の利益を与えてはならない関係者として、当該法人の理事、監事、職員、社員、基金の拠出者及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族等を定めることとした。（第五条の一五の二関係）

4　保健医療又は社会福祉に関する法律

一般社団法人の役員がその法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、一定期間を経過していない者である場合は、当該法人が地域医療連携推進認定を受けることができない保健医療又は社会福祉に関する法律について定めることとした。（第五条の一五の三関係）

5　医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合

㈠　医療連携推進認定の事務を行う都道府県知事は、当該医療連携推進区域に係る他の都道府県知事の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の一五の四第一項関係）

㈡　㈠の他の都道府県知事は、地域医療連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要と認める場合は、医療連携推進認定の事務を行う都道府県知事に対し意見を述べることができることとした。（第五条の一五の四第二項関係）

㈢　医療連携推進認定の事務を行う都道府県知事は、医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ医療連携推進区域に係る他の都道府県知事の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の一五の四第三項関係）

㈣　㈠から㈢の意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の一五の四第四項関係）

6　この政令は、医療法の一部を改正する法律（平成二七年法律第七四号）の施行の日（平成二九年四月二日）から施行することとした。

―――――――――

◇確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

1　確定拠出年金の月単位となっている掛金の拠出について、年単位等での拠出を認める見直しに伴い、加入者期間の計算の基礎となる期間について、一二月から翌年一一月までの一二月間（この間においてその資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間）を単位として拠出することができることとした。ただし、規約で定めるところにより、当該一二月間を区分した期間ごとに拠出することができることとした。（第一〇条の二、第一〇条の三及び第三五条関係）

2　拠出限度額の算出方法は、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金ごとに、各月における拠出限度額（個人型確定拠出年金においては、国民年金法の保険料の納付が行われていない月にあっては、その月は〇円とする。）を積み上げたもの（その前に区分した期間に係る拠出がある場合は、前の区分した期間に係る掛金の額を控除した額）とし、使い残した拠出限度額は繰り越すこととした。（第一一条、第一一条の二、第三六条及び第三六条の二関係）

3　納付期限日までに掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、納付期限日を延長することができることとした。（第一一条の三関係）

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

存続厚生年金基金の実施事業主が企業型確定拠出年金を実施している場合の拠出限度額について、一の2と同様に設定することとした。（第三条第四項関係）

三　企業型年金加入者掛金の額又は個人型年金加入者掛金の額の施行日における変更に関し、経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

四　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

―――――――――

法　律

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第五号」を「第六号」に、「第六号から第八号まで」を「第七号から第九号まで」に、「三千六百四十三億千三百二十一万九千円」を「三千四百二十九億九千五百十万円」に改め、同条第三号中「二千七百四十六億九千五十万円」を「五千四百六十五億千七百五十万円」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　平成二十八年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額　二千七百十八億二千七百万円

附則第四条の二第三項中「額及び」を「額、」に、「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあっては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項」を「同項」に改める。

附則第十一条中「附則第四条第四号」を「附則第四条第五号」に、「三千六百四十三億千三百二十一万九千円」を「三千四百二十九億九千五百十万円」に改める。